

令和2年4月30日

保護者各位

板橋区子ども家庭部
保育サービス課長 佐藤 隆行
(公印省略)

5月7日(木)以降における板橋区保育園の対応について

日頃より板橋区の保育行政にご理解・ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、緊急事態宣言下における板橋区内保育園(区立保育園、私立認可保育所、地域型保育事業。以下同じ。)の対応につきましては、令和2年4月7日付「緊急事態宣言発令に向けた保育園の対応について」文書にて既にお知らせしたとおりですが、緊急事態宣言の期間延長にかかる政府決定が5月の連休中となる見込であることから、5月7日(木)以降における板橋区内保育園の対応につきまして、予め下記のとおりとさせていただきます。

記

緊急事態宣言が5月7日(木)以降も継続される場合、継続期間内は、**板橋区内保育園では引き続き、受入態勢を縮小して開所いたします。**

つきましては、保護者の皆様におかれましては、ご不便をお掛けいたしますが、現行の対応(保護者様のいずれかが在宅のご家庭に対する強い登園自粛要請)に、引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、緊急事態宣言が当初の予定通り5月6日(水)を以って解除された場合であっても、板橋区内の公共施設等は5月10日(日)まで臨時休業を継続することが、既に決定されております。

つきましては、板橋区内保育園についてもこれに倣い、5月10日(日)までは引き続き登園自粛要請期間とさせていただきます。

区といたしましては、児童福祉施設である保育所の社会的意義を踏まえつつ、今後も政府が示す方針及び趣旨に沿った対応を採る予定です。

政府から緊急事態宣言期間の延長の有無も含め新たな方針が示された場合、その内容を踏まえた区の方針を、改めて文書でのお知らせのほか、緊急メール、ホームページ等にてご案内させていただきます。

今後も安全な保育運営に努めてまいりますので、保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますよう、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

【担当】

保育サービス課保育運営・給食係(区立保育園)

TEL 3579-2483

保育サービス課民間保育振興係(私立保育園)

TEL 3579-2492